

## 「おかやま有機無農薬農産物」の表示について

### 1 表示内容

- (1) 名称の表示は、「有機農産物の日本農林規格6 表示」の表示方法とする。\*1
- (2) 「おかやま有機無農薬認証制度」に基づき認証された農産物は、「おかやま有機無農薬認証農産物」の表示ができる。\*2
- (3) この表示は、農林水産省消費・安全局 表示・規格課と協議した結果、名称の表示を改正するとともに、「無農薬」表示による優良誤認を回避し「おかやま有機無農薬農産物認証制度」に基づき、認証を受けたことを表示するよう見直したものである。
- (4) 平成17年1月以後は、この表示への切り替えを徹底している。

### 2 表示例



## ※1（有機農産物の名称の表示）

有機農産物の名称の表示は、次に規定する方法により行うものとする。

区 分	基 準
表示の方法	<p>1 有機農産物の名称の表示は、次の例のいずれかによる。c)～g)のいずれかの表示を行う場合は、“〇〇”には、当該農産物の一般的な名称を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a) 「有機農産物」</li><li>b) 「有機栽培農産物」</li><li>c) 「有機農産物〇〇」又は「〇〇（有機農産物）」</li><li>d) 「有機栽培農産物〇〇」又は「〇〇（有機栽培農産物）」</li><li>e) 「有機栽培〇〇」又は「〇〇（有機栽培）」</li><li>f) 「有機〇〇」又は「〇〇（有機）」</li><li>g) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇（オーガニック）」</li></ul> <p>(注1) a)又はb)の表示を行う場合は、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第18条又は第24条の規定に従って、当該農産物の名称の表示を別途行わなければならないとされている。</p> <p>2 転換期間中有機農産物にあつては、名称又は商品名の表示されている箇所に近接した箇所に“転換期間中”と記載しなければならない。</p> <p>3 1の基準にかかわらず、採取場において採取された農産物にあつては、1の a), c), f)及びg)の例のいずれかによって記載しなければならない。</p>